

10. 國際競争力のある品種開発の見直しについて

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「品種開発を行う、または、品種開発に意欲のある民間企業が参入しやすくなるよう一層の情報提供に努め、活用の促進を図るなど支援を推進すべきである。」【平成20年中措置】とされたが、現状の取り組み状況を教示願いたい。

(回答)
これまで、独立行政法人森林総合研究所においては、印刷物またはCD-ROMで情報提供とともに、森林総合研究所のホームページにおいて公表してきたところである。平成20年中において、民間企業の新品種開発の参入を促進するため以下のとおり、一層の情報提供に努めることとしている。

- ① 精英樹等の特性として、成長、材質等項目ごとに5段階表示をすることに加え、その根柢となった数値についてもデータとして公表
- ② 精英樹(注)等の特性情報を40都道府県から46都道府県に拡大して公表
- ③ 森林総合研究所ホームページでの公開に加え、林野庁ホームページからも当該情報を閲覧できるよう改良

(注) 精英樹：山で成育している樹木の中から、成長などに優れたものを選出したものの。これを使って品種が開発されるとともに、一部はそのまま採種園・採穂園の原種に利用される。

(2) 規制改革推進のための第2次答申において、「独立行政法人森林総合研究所では、民間企業の創意工夫をより發揮させる観点から、民間との連携を深めているが、この連携や情報提供を一層進めることなどにより、独立行政法人が行う品種開発に関する業務の重点化も可能となるものと考えられる。したがって、現在、森林総合研究所が行う業務(業務の一部を含む)について、さらなる民間委託や民間開放の可能性を検討し、結論を得るべきである。」【平成20年中措置】とされたが、独立行政法人森林総合研究所と民間との連携の具体例、現在民間開放を検討している業務の具体例も併せて、現状の取り組み状況を教示願いたい。

(回答)

独立行政法人森林総合研究所においては、採種園・採穂園の造成や改良のための原種として都道府県へ配布する苗木の生産業務、枝・穂や種子で収集した遺伝資源のさし木やつぎ木等での増殖業務、構内の苗畑や植栽木の剪定、草刈り、薬剤散布等の管理業務を従来から民間委託により実施してきているところである。

現在、さらなる民間委託を検討しているところであり、具体的には、品種開発のための候補木を実際に植栽し、検定林として成長などの特性を調べる継続的な調査の一部を民間委託することを検討している。

(3) 品種開発に意欲のある民間企業が参入しやすくなるような情報とは、どのようなものを想定しているか、教示願いたい。

(回答)

- 民間企業が新たに林木の品種開発を行っていくために必要不可欠な、
- ① 精英樹から採取した枝・穂から苗木を育成し、この発根性・発芽率など苗木としての特性を調査するとともに、再び（研究所外の）森林に植栽し直し、現地での成育状況や形質などを長期にわたり調査すること、
 - ② これらのうちで優れたものを交雑してその子供を育成し、①と同様に発根性等や実際に森林での成育状況等を調査することに係る情報を想定している。

(4) 林業経営において、経営者の努力でコスト削減を図ることは言うまでもないが、品種開発によるコスト削減（育林期間の短い品種、枝切り・除伐施業の容易な品種など）も重要と考える。今後の品種開発は、何が課題でどのように解決していくべきと考えるか、見解を伺いたい。

(回答)

林木育種の重点課題や推進方策については、「林野庁において有識者による検討会を開催し、平成19年2月に「林木育種戦略」を策定したところである。林木の品種開発における重点課題とその課題をどのように解決していくべきかについては、以下のとおりである。

- ① 花粉症対策に有効な品種の開発
少花品种等の開発、花粉症対策品種を効率的に開発するための技術開発等を早期に行う。また、中長期的には人工交配によりスキ等の新たな花粉症対策品種の開発を行ふとともに、遺伝子組換えによる無花粉スキ個体の作出及び組換え体の野外試験における評価手法の開発等を行う。
- ② 土保全、水源かん養及び自然環境保全機能向上に資する品種の開発
国土保全、自然環境保全機能の向上等に資する松くい虫等の防除対策や気象害対策、景観保全等を推進するため、病害等に対しても抵抗性を有する品種及び複層林施業に適した品種の開発を促進する。このため、マツノザイセンチュウ、雪害等への抵抗性を有する新品種の開発及びマツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発を効率的に行うためのDNAマーカーの開発並びに複層林施業に適した新品種の開発を早期に行う。
- ③ 地球温暖化防止に資する品種の開発
地球温暖化防止に資するため、二酸化炭素の吸収・固定能力の高い品種の開発を促進する。
- ④ 林産物供給機能の向上に資する品種の開発
林産物供給機能の向上に資する優良種苗を確保するため、成長や材質等の優れた品

種の開発を促進する。

なお、ご指摘の「コスト削減」の観点は、④林産物供給機能の向上に資する品種の開発に含まれており、初期成長に優れた品種の開発を進め、育林コストの低減を図って参りました。

1.1. 森林組合と林業事業体のイニシアチブの確保について

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「現在、都道府県等が実施する森林災害復旧事業、林業公社の実施する森林整備事業（造林関係）は、森林組合と随意契約を締結していることが多い。意欲のある林業経営者や林業事業体においては、これらの事業の受注により、事業拡大が可能となるが、森林組合が随意契約を結んでいることが多いため、参入できない場合がある。したがって、都道府県等が実施する森林災害復旧事業や林業公社の実施する森林整備事業（造林関係）に係る森林組合の随意契約については、見直しを含め、必要な措置を講じるべきである。」【平成20年度措置】とされたが、現状の取り組み状況を教示願いたい。また、完全に随意契約はなくなつたものと理解してよいか、教示願いたい。

(回答)
災害復旧に係る事業等については、その緊急性などから、随意契約によらなければならぬことも想定され、すべての契約を随意契約によらざり行うことは困難であるが、一般競争入札の導入について各都道府県に対して各種会議等を通じて働きかけを行っているところである。

(2) 森林組合しか受託できない事業は、完全になくなつたものと理解してよいか、もしまだ森林組合しか受託できない事業があるとしたら、それは何か具体的に教示願いたい。

(回答)
森林整備事業において、作業の請負者を森林組合に限るような規制を国は設けていない。

(3) 随意契約の見直しに伴い、入札を行なう場合は、国、都道府県、市町村を含めて全ての事業において、最低価格を用いた一般競争入札を行なうべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)
補助事業たる森林整備事業においては、国が入札を行うことはない。なお、地方公共団体については、各団体が入札方式を決定するものであると考えているが、(1)に回答するように一般競争入札の導入について働きかけを行っているところである。

(4) 地域によっては、民有林の整備事業、保安林改良事業、造林事業の人札等において、森林組合以外の林業事業体を除外する運用がなされているとの指摘があるが、見解を伺いたい。

(回答)
森林整備事業及び保安林改良事業に係る入札の資格について、森林組合以外の林業事業体を除外する規制を国は設けていない。

(5) 森林施業計画（森林所有者などが自分で所有する森林づくりについて、自主的に40年以上の長期の方針を定めた上で、今後5か年間にについて作成する「伐採や間伐、造林、保育」など森林施業に関する計画）の作成者は、森林所有者と長期間（5年以上）「森林の施業や経営の委託契約」を結び森林所有者に代わって経営を行う者とされており、所有する森林を自身で経営する者や森林組合以外の林業事業体もその主体となり、計画が認定されれば補助などを得ることが可能であるが、地域においては、森林組合以外が提出する森林施業計画を認定どころか申請の受理さえもないという事例も実際にあると聞くが、これに対する見解を伺いたい。

(回答)
本年6月の「中間取りまとめ」（案）に対する意見照会への回答においてもお示ししたとおり、制度上あり得ないことであり、具体的な事例をお示し頂ければ、直ちに都道府県を通じて強く技術的助言を行うこととした。

(6) 森林施業計画は、30ha以上の団地的まとまりを持つ森林を対象に認定しており、これが規模要件となっているが、30haの根拠は何か、教示願いたい。また、そもそも規模要件がなぜ必要なのか、その理由も教示願いたい。

(回答)
森林施業計画については、平成13年度の森林法改正により、計画的かつ効率的な森林施業を推進するため、森林施業計画の作成主体として受託等により森林所有者に代わって森林の経営を行う者を追加するとともに、森林施業計画の作成単位を一定のまとまりのある森林としたものである。
林業技術上、施業を実施していく上で、一体として整備することが相当とされる最小の単位は、尾根や河川等の自然状況によって区分された区域（一般的に「林班」に相当）である。これは、作業道は尾根や河川を越えて開設することが非効率であること、伐採した立木を集積するには尾根を挟んだ区域から集積することは非効率であることにによる。このようなことから、人工林や天然林のうち主伐期に達している森林の割合等も勘案し、一体として整備することが相当とされる最小の単位を30haとしたものである。

(7) 森林組合以外の林業経営者や林業事業体は、個別に所有者への働きかけを行い、所有者の合意を取付けて施業集約を図っている状況にあり、30haの団地的にまと

まりのある形で全ての所有者の合意を得るために、長期間を要する可能性や、一部の合意を得られない所有者によって団地化が困難となる可能性が容易に考えられるが、見解を伺いたい。

(回答)

森林組合であってもその他の林業事業体であっても、集約化に際しては、個別に所有者の働きかけを行い、所有者の合意を取付ける必要があり、その意味において何ら差はないため、事実誤認に基づくご質問と考える。

(8) 合意を得られた所有者から順に施業を集約させつつ、結果として団地を図ることも可能にすべく、規模要件を緩和するなどの更なる見直しを行うべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

(6) で述べたとおり、計画的かつ効率的な森林施業を推進するためには、対象森林が一體的、効率的な森林施業の実施が出来る程度にまとまって存在していることが必要であることから、森林施業計画の認定にあたっては、一体として整備することが相当とされる最小限度の面積以上あることを要件として設定しているものである。

(9) 造林・治山事業等の入札において、落札者自らが施業をする場合と、落札者がそれを下請けに委託する場合では、後者の方が補助率が良い場合があると聞くが、事実関係を教示願いたい。併せて、事実ならば、何故、そのような措置を講じていらるのか、理由を教示願いたい。

(回答)

森林整備事業及び治山事業において、落札者自らが施業をする場合と、落札者がそれを下請けに委託する場合とで、国庫補助率が異なることはない。

(10) (9)について、森林組合が補助率の違いを悪用し、むやみに下請けに委託するようになるなど、無責任な施業を助長しているとの指摘があるが、見解を伺いたい。併せて、下請けに委託するか否かは、落札者の判断で行なうべきものであり、補助率に差を設けるなどの措置は必要ないと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

(9) が事実誤認であるため回答不能。

(11) そもそも作業班を持たない森林組合が国や県の公共事業を受託しているケースがあるのか、現状を教示願いたい。作業班を持っていないにも関わらず、その外注先の管理などできないと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)
平成18年度森林組合統計によれば、雇用労働者を有しない森林組合が、治山事業や県有林の保育事業等の公共事業を実施している森林組合が9組合見受けられる。
事業の実施については、これまでも森林組合を通して組合員の森林の施業を実施するなど、実績のある森林組合の専属的な民間事業体等との請負契約等により事業実施がなされ
てきているものであり、適切な管理の下で事業実行されているものと考えている。

(12) 国や県の公共事業などの入札資格はどうなっているか、教示願いたい。また、
作業班を持たないのであれば、外注先の管理などできないため、作業班を持たない
森林組合には入札参加資格を与えるべきではないと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)
国有林における造林及び素材生産の事業発注に当たっては、一般競争入札により実施し
ており、その入札参加資格については、
① 全省庁統一の入札参加資格を取得していること
② 発注対象事業と同種の事業に係る実績を有すること
③ 発注対象事業に配置を予定する技術者等が適正であること
など、必要最低限のものとしている。
なお、同種の事業に係る実績を有する者としては、民間事業体等との専属的な請負契約
等により実行能力を有し、適切な管理の下で実行している森林組合も該当すると考えてい
る。

1.2. 林業金融の円滑化、森林国営保険について

(1) 間伐林業への転換に伴い、毎年の運転資金の需要が高まっており、制度融資の充実が急務だと考えるが、見解を伺いたい。また、実際当該検討がなされているかも併せて教示願いたい。

(回答) 林業分野の制度融資の一つである木材産業等高度化推進資金において、間伐材の生産、引取り、加工等に必要となる運転資金を低利で融通する措置をすでに講じている。

(2) 木材を在庫と捉えた動産担保融資や二酸化炭素吸収量を数値化しそれを担保にした資金調達など、林業独自のビジネスモデルによる資金調達が考えられる。林業分野においては、間伐林業への転換を期に新たな資金調達ニーズが高まっており、農業分野で新たな資金調達手法の検討会が行なわれているように、今後、林業特有の動産やビジネスモデルを活用した資金調達手法などを検討するといった取組みも重要であると考えるが、見解を伺いたい。

(回答) 木材を在庫と捉えた動産担保融資については、現在のところ、木材（丸太）は、伐採・在庫・販売の回転が早いことから在庫量の変動が激しく、担保価値が一定しないことなどから、金融機関としてこれを担保とすることは困難であると思料する。

また、二酸化炭素吸収量を数値化・評価がオーソライズされていないことから、現在のところ、金融機関が二酸化炭素吸収量見合分を担保とするのは困難であると考える。

なお、一般金融機関においては山林は担保不適格物件とされることが多いが、農林漁業金融公庫（現在は株式会社日本政策金融公庫）では、例えは造林資金においては不動産である林地のほか、立木についても担保の対象とするなど、一定の措置を講じているところである。

(3) 森林国営保険の内容、加入プロセスを教示願いたい。

(回答)

森林国営保険は、政府が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、森林についての火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災による損害をてん補する保険事業であり、創設以来、林業にとって不可避の災害に対するセーフティネットとして、保険金による被災森林の再造林を通じた林業経営の安定に寄与している。

保険契約の加入プロセスについては、

- ① 森林所有者等が、保険の目的の所在地又は保険契約申込者の居住地をその区域とする森林組合、森林組合連合会又は市町村（経由機関）に保険契約申込書を提出
- ② 経由機関は、保険契約申込書を確認して森林の所在地を管轄する都道府県知事へ送付
- ③ 都道府県知事は、保険証書を作成して森林所有者等（保険契約者）に交付の手続きを行っている。

(4) (3)について、加入申込み機関が森林組合に限定されていると聞くが、事実関係を教示願いたい。

併せて、国営保険であれば、加入申込み機関は森林組合に限定する必要はなく、都道府県や市町村、国の出先機関などでも加入申込みできるようにならるべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

森林国営保険制度においては、森林組合、森林組合連合会、市町村を「経由機関」と位置づけており、これら経由機関は、森林所有者等が提出する契約申込書の受付、都道府県知事への契約申込書の送付等を行っている。従って、森林国営保険の申込み受付は森林組合に限定されていない。

また、市町村をはじめとする各種経由機関で加入申込みが可能であるため、事務コストの節約の観点から、都道府県や国の出先機関に別途窓口を置く必要は無いものと考える。